○松江市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例

平成17年3月31日

松江市条例第338号

改正　平成17年7月12日条例第413号

平成23年9月30日条例第96号

平成24年3月27日条例第36号

平成25年12月20日条例第60号

平成26年12月19日条例第55号

平成31年3月29日条例第3号

令和元年7月12日条例第1号

（設置）

第1条　良好な道路交通を確保し、自転車等の利用者の利便を図るため、松江市自転車等駐車場（以下「自転車等駐車場」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条　自転車等駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 位置 |
| 松江駅西駐輪場 | 松江市朝日町483番地2 |
| 松江駅東駐輪場 | 松江市朝日町595番地2 |

（定義）

第3条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　自転車等　道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。

(2)　定期駐車　一定期間内において、駐車回数に制限のない駐車をいう。

(3)　普通駐車　定期駐車以外の駐車をいう。

(4)　学校　学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び市長が認める教育機関をいう。

(5)　学生　学校に在学している者をいう。

（指定管理者による管理）

第4条　自転車等駐車場の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第5条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)　自転車等駐車場の施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務

(2)　利用料金の徴収、減免及び還付に関する業務

(3)　施設等の維持管理に関する業務

(4)　前3号に掲げるもののほか、市長が自転車等駐車場の管理運営上必要と認める業務

（開門時間及び閉門時間）

第6条　自転車等駐車場の開門時間及び閉門時間は、次のとおりとする。

(1)　松江駅西駐輪場

開門時間　午前5時　　閉門時間　午前0時30分

(2)　松江駅東駐輪場

開門時間　午前6時　　閉門時間　午後11時

2　前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開門時間及び閉門時間を変更することができる。

（定期駐車の承認）

第7条　定期駐車をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を得なければならない。

（承認の取消し）

第8条　指定管理者は、前条の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

(1)　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2)　偽りその他不正な手段により、この条例の規定による承認を受けたとき。

(3)　前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない事由が生じたとき。

（普通駐車の利用期間）

第9条　普通駐車による利用期間は、自転車等駐車場に自転車等を駐車した日から起算して7日以内とする。

（利用料金）

第10条　自転車等駐車場を利用しようとする者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる者の利用料金は無料とする。

(1)　自転車等駐車場に駐車する時間が1時間に満たない者

(2)　学校に通学するため自転車等駐車場に定期駐車する学生

2　市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

3　利用料金は、別表に掲げる基準額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

（利用料金の徴収）

第11条　普通駐車利用料金は、利用の際に徴収する。

2　定期駐車利用料金は、承認の際に徴収する。

（利用料金の減免）

第12条　指定管理者は、公益上必要があると認めたときは、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

2　指定管理者は、利用料金の減額又は免除をするに当たっては、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（利用料金の還付）

第13条　既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が正当な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

（利用の休止）

第14条　指定管理者は、自転車等駐車場の管理上必要があると認めたときは、自転車等駐車場の全部又は一部の利用を休止することができる。

（駐車の拒否）

第15条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。

(1)　自転車等駐車場の構造上当該自転車等を駐車させることができないとき。

(2)　発火性又は引火性の物品を積載しているとき。

(3)　自転車等駐車場の施設又は設備その他の物件をき損するおそれのあるとき。

(4)　前3号に掲げるもののほか、自転車等駐車場の管理に支障があると認めるとき。

（長期間放置されている自転車等の措置）

第16条　市長は、自転車等駐車場において、長期間放置されている自転車等により自転車等駐車場の管理上支障があると認めるときは、その放置自転車等を松江市自転車等放置防止に関する条例（平成17年松江市条例第339号）第11条から第13条までの規定の例により、撤去し、所定の場所に保管し、及び処分し、並びにそれに要した費用を徴収することができる。

（行為の禁止）

第17条　自転車等駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)　自転車等駐車場の施設又は設備その他の物件を損傷し、又は汚損する行為

(2)　他の自転車等に損傷を与える行為

(3)　前2号に掲げるもののほか、指定管理者が自転車等駐車場の管理上支障があると認めて禁止する行為

2　指定管理者は、前項の規定に違反した者に対し、退場を命ずることができる。

（立入禁止）

第18条　自転車等駐車場内には、利用者以外は、立ち入ってはならない。

（損害賠償）

第19条　自転車等駐車場の施設又は設備その他の物件を故意又は過失により滅失し、若しくは損傷した者は、直ちに現状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

（市長による管理）

第20条　指定管理者の指定を取り消したときその他のやむを得ない理由があると市長が認めるときは、第4条及び第5条の規定にかかわらず、自転車等駐車場の管理は、市長が行うものとする。

2　前項の規定により市長が自転車等駐車場の管理を行う場合にあっては、第6条第2項中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは、」と、第7条、第8条、第10条第1項、第12条から第15条まで及び第17条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条の見出し、同条第1項及び第3項、第11条の見出し、第12条（見出しを含む。）、第13条（見出しを含む。）並びに別表中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第10条第3項中「指定管理者が市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、第11条第1項中「普通駐車利用料金」とあるのは「普通駐車使用料」と、同条第2項中「定期駐車利用料金」とあるのは「定期駐車使用料」と読み替えてこれらの規定を適用する。

（委任）

第21条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成17年3月31日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日の前日までに、合併前の松江市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成8年松江市条例第23号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成17年7月12日松江市条例第413号）

（施行期日）

1　この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の松江市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成23年9月30日松江市条例第96号）

この条例は、平成23年11月1日から施行する。

附　則（平成24年3月27日松江市条例第36号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附　則（平成25年12月20日松江市条例第60号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附　則（平成26年12月19日松江市条例第55号）抄

（施行期日）

1　この条例は、公布の日より施行する。

附　則（平成31年3月29日松江市条例第3号）抄

改正　令和元年7月12日条例第1号

（施行期日）

1　この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附　則（令和元年7月12日松江市条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第10条関係）

松江市自転車等駐車場利用料金の基準額

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 駐車期間 | 自転車 | 原動機付自転車 | 大型・普通自動二輪車 |
| 普通駐車 | | 1日（1回） | 150円 | 200円 | 260円 |
| 定期駐車 | 学生 | 1月 | 1,560円 | 2,080円 | 2,610円 |
| 3月 | 3,660円 | 5,230円 | 6,800円 |
| 学生以外 | 1月 | 1,880円 | 2,500円 | 3,130円 |
| 3月 | 4,180円 | 6,280円 | 7,850円 |

備考　利用者が定期駐車承認期間を超えて利用する場合における当該期間に係る利用料金は、普通駐車とみなして算定する。